

Title	非情の受身の扱いに関する一試案
Sub Title	
Author	大場, 美穂子(Oba, Mihoko)
Publisher	慶應義塾大学日本語・日本文化教育センター
Publication year	2017
Jtitle	日本語と日本語教育 No.45 (2017. 3) ,p.1- 18
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00189695-20170300-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

非情の受身の扱いに関する一試案

大 場 美穂子

1. はじめに

日本語の受身の研究は夥しい数にのぼる。同じ用語を用いていても定義や関心が研究者ごとに違い、その全体を追うことは極めて困難である。物主語の受身を「非情の受身」と呼称するが、この非情の受身にしても事情は同じである。

本稿は、日本語の受身の多岐にわたる研究の中から、特に非情の受身の扱いに関する先行研究を検討し、日本語の受身の定義という観点に沿って、その研究を整理することを目標とする。このような態度は、非情の受身について新しい知見を提案するものではないが、これまでの研究が入り組んでいて複数の研究の異同が見えにくいという事実から、今後の研究のために欠かせない基礎作業であると考えている。

2. 日本語の受身が表す意味

日本語の受身の研究においてはこれまで、どの文が受身の文かということとは自明のこととして扱われてきた。例えば、以下の例はすべて受身の文ということになっている。

他動詞から作られた非情の受身

- (1) 開会が高らかに宣言された。
- (2) 机の上に写真が飾られている。

他動詞から作られた有情の受身

- (3) わたしは、兄にしたたかに殴られてやっと目が覚めた。
- (4) わたしは、花子にじっと見つめられてドギマギしてしまった。

持ち主の受身

- (5) わたしは、電車の中で隣の人に足を踏まれた。
 (6) わたしは、大切にしていた絵本を幼い弟に破かれてしまった。

間接受身

- (7) わたしは、幼いころに両親に死なれ、祖父母に育てられた。
 (8) わたしは、隣の部屋の住人に毎晩遅くまでピアノを弾かれ、寝不足になった。

しかし、上の文すべてを含むことができるように受身を定義することは極めて困難と言わなければならない。

例えば、日本語教育でよく行われるように、対応する能動文があるかどうかを見てみると、例(7)(8)には対応する能動文は存在しないし、例(5)(6)は、対応する能動文があると言えるかどうか議論が分かれる。もちろん日本語学習者にこのような文型を教える際には、例えば、例(5)について便宜的に「隣の人がわたしの足を踏んだ。」という文から受身を作る練習をさせたりするが、この文が例(5)の能動文と言えるのかという点については、意見が分かれるところである。

これはつまり、受身を(英語の受動態の定義のように)「能動文の動作対象が主語になる文」と定義しようとする、と、受身とされる例の一部が扱えなくなるということを意味する。

このような観点とは別に、日本語の受身は「主語に立つ名詞が動詞の表す行為から何らかの影響を受けることを表す」文であると定義されることがある。例えば、例(3)においては、「兄がわたしを殴った」ことによって、「わたし」が単に「殴る」という行為の直接の対象になっただけでなく、自分の愚かさなどに気づく(目が覚める)ほどの「影響を受けた」ことが表されているとするのである。このように考えれば、対応する能動文が指摘できない例(8)のような場合でも、「隣の部屋の住人がピアノを弾いた」ことによって眠れないほどの影響を受けた¹⁾と説明することができる。

受身を「影響を受けることを表す文」と定義すれば、上記の例(3)～(8)

はどれも同様に受身として扱うことができるようになるが、ただし、この場合の「影響」というのは、単に「行為の対象となる」というだけでなく、主語がその影響を認識するということまで含むので、いわゆる非情の受身（上記の例 (1) (2)）は受身に含まれないということになる。

以上をまとめると以下の表のようになる。

表 1

例文	動作対象が主語になる	主語が影響を受ける
(1) (2)	○	×
(3) (4)	○	○
(5) (6)	×	○
(7) (8)	×	○

つまり、我々が「受身」という用語を用いる際には、場合によって以下の2つのどちらかを意味していると言える。

受身 A: 動作対象が主語になる構文

受身 B: 主語に立つものが影響を受けていることを表す構文

受身 A は、英語の受動態に準じた定義である。このような定義においては、受身と非受身（能動文）の違いは動作主と行為の対象のどちらに視点を置くかという点だけであり、受身 A の中には非情の受身も含まれる。一方の受身 B は、これまで先行研究で「利害」「受影性」「被影響」などという用語を用いて考察されているものであるが、非情物はこのような影響を受けたことが認識できないため、受身 B には原則的には非情の受身は含まれないことになる。

日本語の受身に、非情の受身が少ないということはよく指摘されることであるが、これを根拠として、日本語本来の受身は受身 B であると言われることが多くなってきた。

つまり、非情の受身の扱いは、日本語の受身をどう定義するかと深い関

わりがあるということになる。以下では、日本語の受身に関する論文の中から、特に非情の受身の扱いに関する先行研究を検討し、日本語の受身の定義という観点に沿って、その研究を整理する。

3. 川村大 (2003)

この論考は、日本語の受身として扱われる例を、特に「被影響（主語に立つ名詞句が当の文で述べられている事柄から何らかの影響を被る）」の意味があるかないかという観点から分類し、日本語の受身の先行研究を整理したものである。

一般に、日本語の受身は欧米諸言語の受動態の翻訳の影響を受けて、近代以降その用法が広がったと言われている。そして、欧米諸言語の翻訳の影響以前から用いられる受身を「固有の受身」、影響以後の新しい用法の受身を「非固有の受身」と呼称する。

現代日本語では当然、固有・非固有の受身のどちらも共時的に存在していて、上に述べたように受身に分類される例すべてを含むように受身を定義することは困難である。ただし、川村（2003）によれば、歴史的な観点を入れると、従来からの固有の受身は、おおよそ受身 B（「被影響」の意味がある受身）として定義でき、欧米諸言語の翻訳の影響によって受身 A が入ってきた結果、非固有の受身が生まれたと考える先行研究が最近は多くなっている。

ところで、固有の受身とは何かという問題意識とは別に、受身の論文の中には、受身の動作主を表示する手段「ニ」と「ニヨッテ」²⁾両者の違いについて考察する論考も多く存在するが、これも川村（2003）によれば、おおよそ、ニ受身には「被影響」の意味があり、ニヨッテ受身には「被影響」の意味がないと言えるという説が一般的になってきているようである。

つまり、固有・非固有、「被影響」の意味の有無、ニ受身・ニヨッテ受身の3つには、おおよそ、以下のような対応関係があるということになる。

まとめ 1

固有の受身／「被影響」の意味のある受身／ニ受身
 非固有の受身／「被影響」の意味のない受身／ニヨッテ受身

ただし、詳しく例文を検討していくと、上のような対応関係が維持されない場合があるということもこれまでに分かっており、川村（2003）は、上のような対応関係の例外となる受身の類型について、これまでの研究史を整理している。以下では、この川村（2003）の論考を、非情の受身と「被影響」の意味との関わりという観点から再度まとめなおしてみたい。

3-1. 非情のニ受身の類型

日本語の固有の受身が「被影響」の意味を表すものであるという理解に立てば、固有の受身には非情の受身は存在せず、非情の受身はすべて非固有の受身であるということになる。一方、「被影響」意味を持つ受身がニ受身、「被影響」の意味を持たない受身がニヨッテ受身であるということになれば、非情の受身はすべてニヨッテ受身であるということになる。

ところが、実際には固有の受身の中にも非情のニ受身が存在する。だから、上のような立場に立つ論者にとっては、非情のニ受身の類型を整理することが必要になる。川村（2003）はこのような要請から、非情のニ受身の類型を整理している³⁾。

a. 「擬人法タイプ」(p. 44)

(9) 香の匂いが風に誘われて漂ってくる。

b. 「潜在的受影者」タイプ」(p. 44)

(10) 大切なお金が盗まれたよ。

c. 「属性叙述受動文」タイプ」(p. 44)

(11) この種の推理小説は、日本の作家には一度も書かれたことがない。

d. 「一回的事態の報告・動作主不定タイプ」(p. 45)

(12) あの定理は、誰かに証明されたはずだ。

cf. フェルマーの定理が太郎 {*に/によって} 証明された。

e. 「発生状況描写」タイプ」(p. 45)

- (13) 瓢箪が木に吊るされている。
- (14) 大木が台風で倒され、横たわっている。
- (15) 衣のすそ、裳などは、御簾の外にみなおしだされたれば、…
- (16) 内にも人の寝ぬけはひしるくて、いと忍びたれど、数珠の脇息にひき鳴らさるる音ほの聞こえ、…

上記の5つの類型のうち、a.の類型については有情の受身に準じて「被影響」のある受身とすることに問題はないから、このような例が存在することに特に問題はない。

b.の類型については、一般に次のように説明される。例(10)は確かに非情の受身であるが、このような受身が不自然でないのは主語の「大切なお金」の背後にその持ち主の存在があり、持ち主が影響を受けたことを表すためである。

このような非情の受身の存在と、存在の理由について最初に指摘したのは、益岡隆志(1991)である。「受影受動文の表面には現れないけれども、その受動文が叙述している事象から何らかの影響を受ける存在」を「潜在的受影者」と呼び、主語に立つ非情物の背後にこの潜在的受影者の存在が感じられる場合には非情の受身が成立することを指摘した。

つまり、b.の類型は「被影響」の意味がある受身という扱いになり、二受身が「被影響」の受身であるとする立場からすると、非情の受身でありながら二受身である理由が示されたことになる。このような非情の受身は、日本語の古典の中にも多く存在する固有の受身であることが知られている。

c.、d.、e.の類型は、「被影響」の意味がないのに二受身が可能になるので、本質的に二受身の例外である。

このうち、c.とd.の類型は、非固有の受身とされ、なぜ「被影響」の意味がないのに二受身が可能なのかについての説明の必要性は残っているものの、日本語の固有の受身が「被影響」の意味を持つという主張の反例に

は当たらない。

一方、e.の類型は、例(15)(16)のように古典の中にも散見されるから、日本語の固有の受身は「被影響」の意味を持つという主張の、本質的な反例になる。ただし、e.の類型には、「動作主をニで表示することが可能であるが、その場合、動作主は非情の名詞句に限られる」という制限が存在することが知られている。

上記の類型を、ニヨッテ受身を含めて整理すると以下の表のようになる。

表2

	下位分類 ⁴⁾	「被影響」の意味	固有／非固有
ニヨッテ受身		なし	非固有
ニ受身	a.	あり	固有
	b.	あり	固有
	c.	なし	非固有
	d.	なし	非固有
	e.	なし	固有

上記の表2を先のまとめ1と比較すれば分かるように、表中の網掛けの部分例外である。したがって、今後説明すべきは、この網掛け部分ということになる。

3-2. 潜在的受影者と非情のニ受身

上記の表2の類型b.について、もう少し述べておきたい。

類型a.が擬人的な用法であり本質的には有情の受身と考えられること、また、c. d. e.の類型がなぜニ受身になれるのかについての説明はいまだ見つかからないことの2点から見ると、非情のニ受身が存在することとニ受身が「被影響」の意味を持つ受身であるという規定とを架橋する装置としては、今のところ、唯一b.のような潜在的受影者の想定のみである。

すなわち、その他の類型についても、そこに潜在的受影者が想定できるということが説明できれば、二受身が「被影響」の意味を表すという規定の例外には当たらないということになる。

4. 天野みどり (2001)

表2を見ると分かる通り、二受身の c. d. e. の類型については、通常、「被影響」の意味を持たないとされているにも関わらず二受身が用いられるので、その理由を考察する必要がある。

この点について考察された先行研究の中から、ここでは天野 (2001) を取り上げる。この論考では、表2の c. の類型が従来、「被影響」の意味を持たないとされてきたのに対して、そこに「被影響」の意味を認める可能性を示唆する。

4-1. 属性叙述受動文

先の表2の c. の類型は、益岡隆志 (1982) が「属性叙述受動文」と名付けたものである。

「…ある対象の属性を叙述すること、すなわち、その対象を「特徴づける」ことをめざして非主語名詞句を昇格させる受動文を、本稿では属性叙述受動文と呼ぶ…」(益岡 1982: 57)

まず、簡単に益岡 (1982) の論の枠組みを紹介する。益岡 (1982) は、日本語の受動文には、他動詞の目的語を主語に昇格させることを目的とする昇格受動文 (二受身) と能動文の主語を非主語名詞に降格させることを目的とする降格受動文 (ニヨッテ受身) が存在すると主張する。このうち、昇格受動文 (二受身) が用いられるのは、①「受影受動文」(本稿に沿って言えば「被影響」の意味を表す場合)、②「属性叙述受動文」(能動文の非主語名詞句の属性を述べるという動機が存在する場合) の2つである。

ここでは、二受身は昇格受動文であるとだけ規定されていて、川村

(2002) が二受身を「被影響」の意味を持つ受身と考えているのとは異なるから、二受身の中に受影受動文とは別に属性叙述受動文が存在していても、それらは昇格受動文の2つの場合であるに過ぎず、特に問題にはならない。ただ、益岡(1982)においても属性叙述受動文は「被影響」の意味を持たないとされていることに注意されたい。以下の益岡(1982: 57)に挙げられた例を参照のこと。

(17) この雑誌は、10代の若者によく読まれている。

(18) *この雑誌は、太郎によく読まれている。

例(17)が適格な受身文とされるのに対して例(18)が非文とされる理由を益岡(1982)は以下のように説明する。

「【引用者注：適格な例文は】主名詞句に対して、「人気がある」とか「人気なかった」というような内容の属性を付与している。与えられた叙述によって、それぞれの主語名詞句の特徴づけがなされているわけである。これに対して、(14) b. 【=上記の例(18)の文】、(15) b.、(16) b. がどれも非文法的であるのは、「太郎に読まれている」【中略】という叙述は、主語名詞句に対して何ら意味のある属性を与えることができない、という事実に起因している。」(p. 58)

つまり、益岡(1982)の説明によれば、二受身が用いられるためには行為の対象を主語に昇格させる動機がなければならないが、上の例(18)が非文になるのは「この雑誌」を主語に昇格させる動機が存在しないからである。それに対して、例(17)は「この雑誌」についての属性を述べるということが行為の対象である「この雑誌」を主語に昇格させるに足る動機になるために、二受身が適格になると説明される。

4-2. 作成動詞の受身

上では、益岡(1982)および川村(2003)においては、属性叙述受動文は「被影響」の意味を持たない受身として扱われていることを指摘した。しかし、天野(2001)は、これを「被影響」の意味がある文として扱う可能性を示唆している。

その議論を追うために、まず作成動詞の受身についての天野（2001）の説明を見ておくこととする。天野（2001: 6）に挙げられた次の2つの例を参照されたい。

- (19) [?]#穴が、知らない男に掘られた。
 (20) 庭が、知らない男に掘られた。

例（19）のような例が成り立ちにくいことについて天野（2001: 6）は以下のように説明する。

「(19)【=上記例（19）】のような作成動詞による無生物主語のニ受動文が成り立ちにくいことは従来様々に説明されてきたが、本稿の立場からは次のように説明される。「穴」は通常行為の結果できる生産物として解釈される。したがって「穴」にはこの行為によって影響を受ける所有者か関連人物がない。一方、「庭」は行為以前に、例えば誰かの所有物であるという解釈が可能であり、潜在的受影者が想定され、許容度が高いのである。」

これについて、天野（2001）のニ受身に関する規定を補足しながら、再度の説明を試みよう。

まず、事実として、作成動詞の受身は、ニ受身ではなくニヨッテ受身が用いられるということはよく知られている。以下のような例である。

- (21) 源氏物語は、紫式部によって書かれた。
 (22) この美術館は、中国人の有名な建築家によって設計された。

さて、天野（2001）のニ受身に関する把握は、基本的には益岡（1982, 1991）を踏襲しているから、これらの受身に潜在的受影者を認めることができるようになれば、受影受動文（ニ受身）となる可能性がある。しかし、事実としては、上記のような作成動詞の受身にはニ受身を用いることはできず、必ずニヨッテ受身になる。このような作成動詞の特異性については、次のように説明できる。

作成動詞の対象名詞句は、いわゆる達成目的語であり、行為に先立って存在するものではない。上記の例（21）で言えば、「源氏物語」は紫式部の「書く」という行為に先立っては存在しないものである。だから、この行

為に先立って「源氏物語」と関係がある人物は想定しにくく、潜在的受影者を認めることが困難だということから、二受身が成り立ちにくいということになる。

このようにして、例 (19) (20) の許容度の違いが生じる。「穴」は「掘る」という行為に先立って存在するものではないから、この行為によって影響を受ける潜在的受影者が想定できない。しかし、「庭」は「掘る」という行為以前にも所有者や関係者というものの存在があったであろうから、潜在的受影者を想定することが場合によっては可能である。二つの例の許容度の違いは、このような潜在的受影者の想定しやすさから生じていると考えることができる。つまり、潜在的受影者を想定できるということは、この受身が「被影響」の意味を帯びるということであり、したがって、受影受動文すなわち二受身として存在できるようになるのである。

4-3. 属性叙述受動文における潜在的受影者の想定の可能性

次に、属性叙述受動文が二受身で表されることについて、このような受身が「被影響」の意味を帯びていると言える可能性はないのかということ、つまり、属性叙述受動文に潜在的受影者が存在すると想定する可能性はないのかという点について、天野（2001）の指摘を見ていこう。天野（2001: 7）に挙げられた次の二つの例を参照されたい。

(23) この雑誌は 10 代の若者によく読まれている。

(24) ?この壁画は、多くの有名アーティストに描かれている。

例 (23) のような属性叙述受動文が存在する一方で、例 (24) のように、属性叙述受動文の定義にあてはまる意味特徴を持っていながら非文となる文が存在するという事実について、天野（2001）は以下のように説明している。

「【前略】多くの有名アーティストが描いたということが壁画の有意義な属性にならないということに、説得力のある説明は施せないであろう。【中略】「壁画」は多くの有名アーティストが描いた結果作り出される生産物である。これは、【中略】 受影受動文のうち、ガ格名詞句が生産物である場合に事象以前にそのモノと関連する潜在的受影者が想定できず許容量が低くなる【中略】のと同じである。【中略】そこで (23) (24) 【=上の例 (24)】の許容量が低いのも、受影受動文と同様にガ格名詞句のモノが生産物であって、事象以前の関連人物が想定できないためであると考えてみたい。つまり、属性叙述受動文も潜在的受影者の想定が必要であり、その想定のしやすさが許容量を左右すると考えるわけである。」(p. 7-8)

「(22) 【=上の例 (23)】の「この雑誌」は、非特定のながら、雑誌を編集した人物や売り出す出版社の人間など、関連人物が喚起されるモノである。また、「10代の若者によく読まれている」ということはそうしたよい評価を得ているということであり、評価の向かう先の何らかの人物が想定されている。」

以上の引用を本稿なりに解説すると次のようである。

まず、天野 (2001) は、益岡 (1982, 1991) の二受身の規定に従って二受身には受影受動文と属性叙述受動文の2つがあることを認める。しかし、両者が同じく二受身であるということを見ると、意味的には一見全く異なるように見える受影受動文と属性叙述受動文との間には、益岡が指摘するような、行為の対象を主語に昇格する動機が存在するという点以上の共通性があるのではないかと考えたくなる。つまり、属性叙述受動文にも潜在的受影者が想定できる可能性について検討したくなる。

そもそも何かの属性を述べるということは、何らかの評価をするということである。評価をするということは、すなわち、その評価を受け止めるべき人物が存在するということだといってよい。したがって、属性叙述受動文においては、その評価を受け止める潜在的受影者が指摘できるということにならないか。

上の例 (24) においては、何かの属性を述べる、すなわち、その評価を受け止めるべき潜在的受影者が存在するということと、「壁画」が「描く」という行為に先立っては存在しないということとが矛盾する。だから、こ

の例は適格な文にならないのである。

つまり、例 (23) が適格で例 (24) が不適格であるという事実は、属性叙述受動文が成り立つためには潜在的受影者の存在が必要であるということを示している。

このように見てくると、非情の二受身において、受影受動文と属性叙述受動文との間には、単に行為の対象を主語に昇格させる動機が存在すること以上に、両者がともに潜在的受影者を必要とするという共通点が存在するということが分かる。

属性叙述受動文は、非情の二受身である。非情の受身でありながら、二受身になり得るのは、属性叙述受動文には潜在的受影者が想定されているから、つまり、「被影響」の意味を認め得るからである。

このように見てくると、次のように言うことができるようになる。

益岡 (1982, 1991) の規定によれば、二受身は受影受動文と属性叙述受動文である。しかし、属性叙述受動文に潜在的受影者が想定できるとすれば、これもやはり、受影受動文の変種であると考え得るようになる。そうであれば、二受身は「被影響」の意味を持つ受身であるという主張が妥当であるということになるだろう。

5. 尾上圭介 (2000)

次に、表 2 の e. の類型についての論考を見ることにしよう。先に挙げた e. の類型の例文を以下に再掲する。

e. 「発生状況描写」タイプ (川村 2003: 45)

- (25) 瓢箪が木に吊るされている。
- (26) 大木が台風で倒され、横たわっている。
- (27) 衣のすそ、裳などは、御簾の外にみなおしいだされたれば、…
- (28) 内にも人の寝ぬけはひしるくて、いと忍びたれど、数珠の脇息にひき鳴らさるる音ほの聞こえ、…

この類型を立てたのは、尾上 (2000) であると川村 (2003) は述べている。

ただし、尾上（2000）は、この類型を受身の一類とはしなかった。助動詞「れる・られる」で表される意味は、自発・受身・可能・尊敬など複数認められるが、尾上（2000）は上記の「発生状況描写」の用法を受身とは異なる用法と位置づけた。

これまでの議論から、非情の二受身が存在することと、二受身が「被影響」を意味するものであることとを架橋するためには、当該の非情の二受身に潜在的受影者が想定できると言えることが必要であることが分かる。しかし、ここで指摘された e. の類型は、潜在的受影者を想定することは極めて難しい。

結局、固有の受身が「被影響」の意味を表すという理解に立てば、e. の類型を受身から外さざるを得なくなる。それゆえ、尾上（2000）の議論では、この類型が受身から外された。

ただし、この類型には、受身の定義という問題を離れても受身から外すほうがよいと思われる特徴が存在することが指摘されている。すなわち、この類型には「動作主を二で表示することが可能であるが、その場合、動作主は非情の名詞句に限られる」という制限が存在することが知られているのである。

「動作主」が非情であるというのは、やはり奇妙な指摘であろう。通常、行為は有情者によって生じるものであるからである。このような特徴をもつ「二」格の意味役割は「動作主」ではないという可能性が存在する。このように点からも、e. の類型を受身から外すという分類の可能性は否定できない。

6. ここまでのまとめ

もう一度、先の川村（2003）をもとに非情の受身についてまとめた表2を見てみよう。

表2 (再掲)

	下位分類	「被影響」の意味	固有／非固有
ニヨッテ受身		なし	非固有
ニ受身	a.	あり	固有
	b.	あり	固有
	c.	なし◆	非固有
	d.	なし◆	非固有
	e.	なし	固有

川村（2003）の主な関心事は固有の受身をどのように規定するかにある。そのような観点から上の表を見ると、ひとまず、ニヨッテ受身とニ受身の c. と d. の類型は非固有の受身だから考察から外すということになる。その場合、尾上（2000）のようにニ受身の e. の類型を受身から除外すれば、固有の受身とは「被影響」の意味を持つニ受身ということになる。（だからこそ、尾上（2000）は e. の類型を受身から切り離れたことは先に述べた。）

もちろん、固有の受身とは何かを論じるということであれば、議論はここまでということになるが、現代日本語という共時態の中で見る場合には、残りのニヨッテ受身、ニ受身の c. と d. の類型も含めて見ておく必要がある。

これについては、暫定的に次のようにしておくことにしたい。

日本語の固有の受身は、「被影響」の意味を表すものである。つまり、最初に示した受身 B が日本語固有の受身であり、そのような受身において動作主を表示する場合には「ニ」が用いられる。しかし一方で、近代以降、日本語が、欧米諸言語の翻訳の影響を強く受けるようになると、欧米諸言語の受動態に相当する受身 A が日本語の中に位置づけられるようになった。ニヨッテ受身の登場である。

日本語の受身の分類のしにくさは、固有の受身（ニ受身）の多くが（本

来は受身 B でありながら) 受身 A と考えることもできるという点にある。そのため、一般には、受身 A と受身 B とどちらの定義を採用するかについては、特に考察も加えられないまま、「受身」という範疇が定着した。しかし、本来、欧米諸言語の受動態に相当するような、単に動作の対象を主語に据えるだけの機能を持つ受身はニヨッテ受身だけであるというべきである。

非情の受身の諸類型を見渡すと、一見、二受身が「被影響」を表すという規定の反例が存在するように見えるが、それらは潜在的受影者の存在を介して、「被影響」の意味を持つようになるからこそ、二受身が許されると考えることができる。

従来、上記表 2 の c. の類型は、「被影響」の意味を表さないにもかかわらず二受身になるとされてきた。「被影響」の意味を表さないのに二受身であることが非固有の受身としての新しさとして認識されていたようなふしもある。しかし、詳しく吟味してみると、そこにはやはり潜在的受影者が想定されると考えるべきであることが分かる。すなわち、この類型が非固有の受身でありながらも二受身となれるのは、固有の受身と同様に、何らかの意味で「被影響」を表すと言えるからであるということである。

そうであれば、d. の類型についても、潜在的受影者の存在について検討すべきである。本稿ではその余裕はなかった。というのは、この類型が果たして、本当に一類型として立てることができるかについても十分な検討が必要だからである。ただ、方向性としては、非情の二受身を潜在的受影者の存在との関係で考えるというのは、それほど的外れなものではないように思われる。

7. ニヨッテ受身と二受身の e. の類型の類似性

最後に、ニヨッテ受身と二受身の e. の類型との類似性について述べておきたい。

ニ受身の e. の類型は固有の受身であり、ニヨッテ受身は非固有の受身であるという点から、尾上（2000）は e. の類型だけを受身から切り離すという操作をしている。しかし、固有の受身とはどのようなものかという観点を離れ、現代日本語という共時態の中で受身を理解しようとする場合には、違う可能性が開けてくる。

先に、日本語の受身は受身 A として考えられるものと受身 B として考えられるものがあるということを述べた。ニヨッテ受身と、ニ受身の e. の類型はともに、受身 A として存在しているという共通点がある。すなわち、両者はともに、「被影響」の意味を表すのではなく、行為の対象を主語にして述べるという特徴だけを持つ受身である。

だから、受身 A と受身 B をともに受身として扱う場合には、尾上（2000）のように e. の類型だけを受身から外すという操作とは別の可能性があるということを描いて、この考察の最後としたい。

8. おわりに

以上、本稿は、これまで多岐にわたっていた受身の研究の中から、非情の受身に焦点を当ててみるとどのようなことが言えるかについて考察した。これまでの膨大な先行研究で言われてきたこと以上の知見が得られたわけではないが、記述が多岐にわたっている受身の論考の中から、ニ受身は基本的に「被影響」の意味を持つという主張に沿って情報を取捨選択し、まとめるという作業を行った。これからの考察の一助としたい。

- 1) この例では、受けた影響は通常、「被害」と説明される。対応する能動文が指摘できない受身文においては、受けた影響が悪い影響すなわち被害となるが、受身が意味する影響は、悪い影響だけではない。
- 2) 受身の動作主の表示の手段としては、ほかに「カラ」「デ」などもあることが指摘されているが、本稿ではこれらは扱わない。本稿では、動作主が「ニ」によって表示される受身をニ受身、「ニヨッテ」によって表示される受身を

ニヨotte受身と呼称する。

- 3) 以下、川村（2003）の分類を挙げる。例文も川村（2003）からの引用であるが、番号は本稿における通し番号とする。
- 4) 非情のニ受身が、下位分類として5つに分かれるという点そのものは川村（2003）に従っているが、川村（2003）がa.とb.の類型、c.、d.、e.の類型をそれぞれ、まず一つのグループにまとめているという点については、疑問点もあるため、ここではそれぞれをまとめずに単純に5つの類型とした。

参考文献

- 天野みどり（2001）「無生物主語のニ受動文 一意味的關係の想定が必要な文一」『国語学』52-2
- 尾上圭介（2000）「ラレル文の多義性の構造と主語」文法学研究会第二回集中講義
- 尾上圭介（2003）「ラレル文の多義性と主語」『月刊言語』大修館 32-4
- 川村大（2003）「受身文の学説史から 「被影響」の有無をめぐる議論について」『月刊言語』大修館 32-4
- 金水敏（1991）「受動文の歴史についての一考察」『国語学』国語学会編 164
- 益岡隆志（1982）「日本語の受動文の意味分析」『言語研究』日本言語学会編 82
- 益岡隆志（1991）「受動表現と主観性」『日本語のヴォイスと多動性』くろしお出版
- 山田孝雄（1908）『日本文法論』宝文館